

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音
について規制する地域の指定

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 106 号
改正	平成 8 年 5 月 23 日	名古屋市告示第 88 号
	平成 12 年 3 月 31 日	名古屋市告示第 110 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 347 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

その関係図面は、名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課に備えておいて、一般の縦覧に供する。

指定した地域

名古屋市の全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。）

特定工場等において発生する騒音の規制基準

昭和 61 年 3 月 24 日 名古屋市告示第 107 号
 改正 昭和 61 年 6 月 27 日 名古屋市告示第 273 号
 平成 5 年 11 月 15 日 名古屋市告示第 347 号
 平成 8 年 5 月 22 日 名古屋市告示第 189 号
 平成 18 年 11 月 22 日 名古屋市告示第 496 号
 平成 27 年 5 月 29 日 名古屋市告示第 348 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

特定工場において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域		4 5 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地		5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 0 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 0 デシベル
第 4 種区域 工業地域		7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

- 一 第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和

25 年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

- 二 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。ただし、一の適用を受ける地域を除く。

備考

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

前文(抄) (平成8年5月22日名古屋市告示第189号)

平成8年5月31日から施行する。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 108 号
改正	昭和 61 年 6 月 27 日	名古屋市告示第 274 号
	平成 5 年 11 月 15 日	名古屋市告示第 348 号
	平成 8 年 5 月 22 日	名古屋市告示第 190 号
	平成 18 年 11 月 22 日	名古屋市告示第 496 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 349 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のように定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号に該当する区域

昭和 61 年名古屋市告示第 106 号（騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域のうち次に掲げる区域

- 一 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- 二 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域

備考

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 110 号
改正	平成 8 年 5 月 22 日	名古屋市告示第 92 号
	平成 12 年 3 月 31 日	名古屋市告示第 111 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 350 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定する地域を次のように指定し、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

その関係図面は、名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課に備えておいて、一般の縦覧に供する。

指定した地域

名古屋市の全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。）

特定工場等において発生する振動の規制基準

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 111 号
改正	昭和 61 年 6 月 27 日	名古屋市告示第 275 号
	平成 5 年 11 月 15 日	名古屋市告示第 349 号
	平成 8 年 5 月 22 日	名古屋市告示第 193 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 351 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

特定工場において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地	6 5 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
	工業地域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

一 工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から

5 デシベルを減じた値とする。

- 二 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。ただし、一の適用を受ける地域を除く。

備考

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

振動規制法施行規則別表第 1 号の規定に基づく区域の指定

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 112 号
改正	昭和 61 年 6 月 27 日	名古屋市告示第 276 号
	平成 5 年 11 月 15 日	名古屋市告示第 350 号
	平成 8 年 5 月 22 日	名古屋市告示第 194 号
	平成 18 年 11 月 22 日	名古屋市告示第 496 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 352 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のように定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 61 年名古屋市告示第 110 号（振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域のうち次に掲げる区域

- 一 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- 二 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域

備考

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく
区域の区分及び時間の指定

昭和六十一年三月二十四日 名古屋市告示第百十三号
改正 平成八年五月二十二日 名古屋市告示第百九十五号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考一及び二の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を次のように定め、昭和六十一年四月一日から施行する。

一 区域の区分

（一）第一種区域

昭和六十一年名古屋市告示第百十号（振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

（二）第二種区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

二 時間の区分

（一）昼間

午前七時から午後八時まで

（二）夜間

午後八時から翌日の午前七時まで

備考

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定による都市計画において定められた同法第八条第一項第一号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域にあって同法第八条第一項第一号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

前文（抄）（平成八年五月二十二日名古屋市告示第百九十五号）

平成八年五月三十一日から施行する。

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分

平成十二年三月二十七日 名古屋市告示第八十九号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成十二年総理府令第十五号）別表備考に基づき、区域の区分を次のように定め、平成十二年四月一日から施行する。

なお、昭和六十一年名古屋市告示第百九号は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

一 a 区域

昭和六十一年名古屋市告示第百六号（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

二 b 区域

指定地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

三 c 区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定による都市計画において定められた同法第八条第一項第一号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域であって同法第八条第一項第一号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

騒音に係る環境基準の地域の類型

平成 24 年 3 月 16 日 名古屋市告示第 141 号
改正 平成 27 年 5 月 29 日 名古屋市告示第 353 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準

昭和四十八年五月三十日 名古屋市告示第百八十二号
改正 昭和五十二年八月三十一日 名古屋市告示第三百六十六号
平成二年十二月十日 名古屋市告示第三百五十四号
平成七年三月二十二日 名古屋市告示第九十五号
平成八年三月二十九日 名古屋市告示第百七号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条及び第四条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次のとおり指定し、及び特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、昭和四十八年六月九日から施行する。

1 規制地域

名古屋市の全域とする

2 規制基準

（１）法第四条第一項第一号の規制基準は、次のとおりとする。

ア アンモニア	大気における含有率が百万分の一
イ メチルメルカプタン	大気における含有率が百万分の 0.002
ウ 硫化水素	大気における含有率が百万分の 0.02
エ 硫化メチル	大気における含有率が百万分の 0.01
オ 二硫化メチル	大気における含有率が百万分の 0.009
カ トリメチルアミン	大気における含有率が百万分の 0.005
キ アセトアルデヒド	大気における含有率が百万分の 0.05
ク プロピオンアルデヒド	大気における含有率が百万分の 0.05
ケ ノルマルブチルアルデヒド	大気における含有率が百万分の 0.009
コ イソブチルアルデヒド	大気における含有率が百万分の 0.02
サ ノルマルバレルアルデヒド	大気における含有率が百万分の 0.009
シ イソバレルアルデヒド	大気における含有率が百万分の 0.003
ス イソブタノール	大気における含有率が百万分の 0.9
セ 酢酸エチル	大気における含有率が百万分の 3
ソ メチルイソブチルケトン	大気における含有率が百万分の 1
タ トルエン	大気における含有率が百万分の 10
チ スチレン	大気における含有率が百万分の 0.4
ツ キシレン	大気における含有率が百万分の 1
テ プロピレン酸	大気における含有率が百万分の 0.03
ト ノルマル酪酸	大気における含有率が百万分の 0.001
ナ ノルマル吉草酸	大気における含有率が百万分の 0.0009
ニ イソ吉草酸	大気における含有率が百万分の 0.001

（２）法第四条第一項第二号の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。）第三条に規定する方法により算出して得た流量とする。

（３）法第四条第一項第三号の規制基準は、規則第四条に規定する方法により算出して得た濃度とする。